平成２４年（フ）第１１２０号
さいたま市見沼区深作１丁目31番地１　銭場コーポ102
債務者　井澤奈緒子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２８号
埼玉県志木市上宗岡４丁目20番29号
債務者　安江　一郎
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３７号
さいたま市北区土呂町１丁目43番地５　パールピア大宮土呂101
債務者　熊谷　君夫（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５７号
埼玉県加須市礼羽404番地２　戸建榎本Ｌ棟、旧住所埼玉県加須市花崎北２丁目４番地２
債務者　倉茂　和之
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４５号
埼玉県草加市旭町４丁目９番31号　第２タチバナコーポ206号
債務者　木村　直美
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
埼玉県深谷市武蔵野1521番地29
債務者　馬場　秀夫
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１５５２号
愛知県愛知郡東郷町大字和合字南蚊谷138番地２　まなみハイツ101号、前住所愛知県日進市米野木町南山355番地31
債務者　宇野　近良
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９号
京都府福知山市字堀1046番地の４
債務者　藤原　幸規
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
京都府福知山市字堀1046番地の４
債務者　藤原ヒサ子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
沖縄県浦添市伊祖１丁目20番９―102号　伊祖共同住宅
債務者　伊計　進二
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３６５号
沖縄県那覇市三原１丁目27番20号　伊佐アパート
債務者　與那原ミツ子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３４号
岩手県二戸郡一戸町月舘字稲荷41番地３
債務者　深江　浩代
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第２９５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津35番地の12
債務者　能美山雄治
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２９６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津35番地の12
債務者　能美山富子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４９１号
京都府城陽市寺田宮ノ谷11番地の21　小林荘10号
債務者　岸村　輝美
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９３３号
京都市西京区川島東代町16番地８　マンションローレル36号室
債務者　満﨑　結希（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９５６号
京都市山科区御陵血洗町１―９　メゾン村上107号
債務者　松田　春美（旧姓吉橋）
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで京都地方裁判所第５民事部破産係